鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令　和　8　年　10　月　1　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

鹿屋市規則第　83　号

令　和　8　年　9　月　25　日　　決　裁

鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第14条第３項中「第21条第４項」を「第21条第１項」に改める。

第21条を次のように改める。

（支給日等）

第21条　条例第14条第７項の規則で定める通勤手当は、１か月当たりの運賃等相当額等（第10条第３号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第14条第２項第２号に定める額（第10条第２号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）及び条例第14条第５項に定める額の合計額（第23条第２項において「１か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第14条第７項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

２　条例第14条第７項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 職員に新たに条例第14条第１項に規定する職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の鹿屋市職員の給与の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第47号）第２条に規定する給料の支給日（以下この条において「給料の支給日」という。）以後となる場合

(2) 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の給料の支給日以後となる場合（次条第２項第２号又は第３号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

３　条例第14条第７項の規則で定める日は、給料の支給日（その日の属する月が給料の月額の半額ずつを月２回に支給する月である場合にあっては、先の給料の支給日）とする。

４　条例第14条第７項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第３条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

５　支給単位期間（第１項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が鹿屋市の休日を定める条例（平成18年鹿屋市条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

６　職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第２項各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支給義務者において支給するものとする。

(1) 職員に新たに条例第14条第１項に規定する職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第２項第１号若しくは第３号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等　当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支給義務者

(2) 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等　当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支給義務者

７　前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支給義務者が通勤手当を支給する場合であって、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第22条の見出し中「終期」を「終期等」に改め、同条第１項中「、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「その日の属する月」に、「、それぞれその者」を「それぞれその者」に改め、同項ただし書中「開始」を「始期」に、「月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「月」に改め、同条第２項中「その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第３号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第３条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が２以上ある場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア　通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合　市長の定める月

イ　アに掲げる場合以外の場合　これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第22条に次の１項を加える。

３　前項第３号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、市長が定める。

第23条第１項中「もの」を「通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合に係るもの」に改め、同項第３号中「除く。」の次に「第25条第２項において「休職等となった場合」という。」を加え、同条第２項第１号アを次のように改める。

ア　イに掲げる場合以外の場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ｱ) (ｲ)に掲げる場合以外の場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に１か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして

得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(ｲ) 前項第２号に掲げる事由が生じ、前条第２項第１号又は第３号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第２号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき　既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に１か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

第23条第３項中「事由発生月」を「事由発生月（前項第１号ア(ｲ)に掲げる場合に該当する場合にあっては、市長の定める月）」に、「当該給与」を「市長の定めるところにより当該給与」に改める。

第25条第２項中「法第28条第２項の規定により休職にされ、法第55条の２第１項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第２条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職された場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）」を「休職等となった場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合」に、「又は職務」を「若しくは職務」に、「の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）」を「又は再び通勤することとなった日の属する月」に改め、同条第３項を削る。

別記第１号様式を次のように改める。

別記

第１号様式（第３条関係）

通　　勤　　届

年　　月　　日提出

任命権者 様		勤務公署名	
		所在地	
職名		氏名	
住居			

鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則第３条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。

届出の理由

□１　新規（□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合）

□２　住居の変更（転居日の通勤　□有　□無）

□３　通勤経路、方法又は駐車場等の変更等

□４　運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更

□５　その他（　　）

□　直前の届出の区間と同一の区間がある
（該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。）

□　（駐車場等を利用する場合）職員の配偶者若しくは鹿屋市職員の給与に関する条例第10条第２項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でない

届出の理由が生じた日　　年　月　日

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	駐車場等の所在地	駐車場等の料金	駐車場等の利用形態	備考
１□		住居から（　経由）まで	・km	分		円				
２□		から（　経由）まで	・km	分		円				
３□		から（　経由）まで	・km	分		円				
４□		から（　経由）まで	・km	分		円				
５□		から（　経由）まで	・km	分		円				
記入上の注意				総通勤距離		・km	総所要時間			分

１　「届出の理由」欄中「３　通勤経路、方法又は駐車場等の変更等」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「４　運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更」には勤務態様の変更（交替制勤務から普通勤務への変更等）による負担額の変更を含む。

２　「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、自動車、○○線等の別を記入する。

３　「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（○か月）、○枚綴回数券、優待乗車券等の別）を記入する。

４　「左欄の乗車券等の額」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（○か月）、○枚綴回数券、優待乗車券等）の額を記入する。

５　「駐車場等の所在地」欄には、通勤に利用する駐車場の所在地（○市○町○番地等）を記入する。

６　「駐車場等の料金」欄には、実際に負担する額（駐車の都度その料金を支払う場合等の場合は１回の利用額）を記入する。

７　「駐車場等の利用形態」欄には、１か月払い、複数月払い（○か月）、１回払い等の別を記入する。

８　往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。

９　通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

（裏面）

鹿屋市職員の給与に関する条例第14条第３項又は第４項の規定の適用を受ける職員（新幹線鉄道等利用者）

□１　異動等に伴い、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

□２　単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

□３　配偶者と同居して子を養育するために転居し、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

□４　介護のために父母の住居等に転居し、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

□５　上記３又は４たる職員の要件を欠くに至った職員

□６　その他（　　）

※現公署への異動発令年月日	年　月　日	※異動等前の住居への入居年月日	年　月　日
※異動等の直前の住居		※現住所への入居年月日	年　月　日

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	備考
1		住居　から（　経由）　まで	.　Km	分	
2		から（　経由）　まで	.　Km	分	
3		から（　経由）　まで	.　Km	分	
4		から（　経由）　まで	.　Km	分	
5		から（　経由）　まで	.　Km	分	
6		から（　経由）　まで	.　Km	分	
記入上の注意		総通勤距離	.　Km	総所要時間	分

１　※欄は□１にレ印を付した職員のみ記入すること。

２　「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、自動車、○○線等の別を記入する。

附　則

１　この規則は、令和８年10月１日から施行する。

２　令和８年９月２日から同月30日までの間（以下「特定期間」という。）に職員に新たに鹿屋市職員の給与に関する条例　（平成18年鹿屋市条例第53号）第14条第１項に規定する職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則第25条第２項に規定する場合（同条第３項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則第21条第５項に規定する支給単位期間等は、同年10月から開始するものとする。

３　この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。